

入札条件 (工事請負用)

工事名	橿原考古学研究所中央監視装置（リモート装置）更新工事
施工期間	契約締結の日から令和7年3月25日まで
開札日時	令和6年5月31日 午後1時30分

今回の入札は下記の条件により行います。

1 共通事項 別記事項のほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)その他の法令、規則などに基づいて行います。

2 条件事項

入札方法	郵便	予定価格	24,200,000円
入札回数	1回	入札書比較価格	22,000,000円
入札保証金	免除	最低制限価格	22,264,000円
契約保証金	奈良県契約規則第19条による	最低制限比較価格	20,240,000円
前払金の請求	可	各年度における支払予定額の割合	
議会の議決	不要		
入札書宛名	知事		

* 設計図書に対する質問は令和6年5月20日午後4時までに文書にて提出してください。
質問に対する回答は令和6年5月23日を予定しています。

3 入札辞退 入札を辞退されるときは「入札辞退届」を提出してください。

奈良県地域創造部
文化財課

目 次

1. 入札者心得
2. 提出書類
3. 契約の保証
4. 議会の議決を必要とする契約の締結
5. 特定公契約に係る手続
6. 契約の不締結
7. 現場代理人及び監理技術者等について
8. 前払金
9. 中間前払金
10. 部分払
11. 工事実績情報登録[コリンズ]
12. 下請負を使用する場合の注意
13. 建設業退職金共済制度について
14. その他

1. 入札者心得

- 1 入札室においては、静肅にしなければならない。
- 2 入札者（その代理人を含む。以下同じ。）以外の者は、入札室に立ち入ってはならない。
- 3 入札者が入札しようとする場合は、係員に入札通知書を提示すること。
また代理人の場合は、その委任状を提出しなければならない。
- 4 すでに投函した入札書の引き替え、変更または取り消しは認めない。
- 5 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 6 入札者は、入札に当たっては、他の入札者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、工事費内訳書、技術提案書その他奈良県に提出する書類（以下「入札書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならない。また、入札価格の決定及び入札書等の作成は、独自に行わなければならない。
- 7 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）、入札書等を意図的に開示してはならない。
- 8 電子入札システムによる入札者は、電子証明書（ＩＣカード）を不正に使用してはならない。
- 9 入札者は、談合情報等があった場合には、発注者の事情聴取等に協力し、誓約書等の提出に応じなければならない。
- 10 入札者は、入札執行の完了に至るまではいつでも入札を辞退することができる。
また入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 11 次の各号に該当する入札は、無効又は失格とする。
 - (1) 入札書に記名押印を欠く入札
 - (2) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
 - (3) 同一入札者がなした 2 以上の入札
 - (4) 入札金額の訂正した入札若しくは判読しがたいと認められる入札
 - (5) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
 - (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
 - (7) 係員の指示に従わない等入札室の秩序を乱した者の入札
 - (8) その他入札条件に違反した入札
- 12 落札価格は、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額である。
- 13 投函入札においては、入札手続き執行途中で入札参加可能者が 3 者未満となったときあるいは入札時に入札参加者が 3 者未満となった場合は、その段階で入札手続きまたは入札を中止する。

2. 提出書類

提出先	書類名	部数	注記
	◎ 契約締結時		
	1 建設工事請負契約書 (請負額 100万円未満は「建設工事請書」でも可。) ※ J V の場合は<構成員数 + 2部>提出のこと。 ※ 特定公契約(予定価格3億円以上のもの)の場合は特約条項を添付のこと	2部	契約金額は税込み額を記入。 …項目5参照
	2 請負代金内訳書	1部	
	3 工程表	1部	監督員の確認を受けること。
	4 工事(事業)着工届	1部	
	5 現場代理人等通知書、現場代理人等変更通知書 現場代理人・主任技術者は経歴書添付 監理技術者・専門技術者は資格者証写し添付	1部	…項目7参照
	6 建設業退職金共済組合掛金収納書	1部	請負額が100万円未満は提出不要。 …項目13参照
	7 契約保証証書	1部	…項目3参照
	8 免税事業者届	1部	
	9 特定公契約履行責任者選任届 ※特定公契約の場合	1部	…項目5参照
	10 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項に基づく書面(表紙) ・別表1～別表3のいずれかに必要事項を記載したもの 別表1(建築物に係る解体工事) 別表2(建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕模様替)) 別表3(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事(土木工事等)) ・工程表(契約締結時に工程表を提出する場合は不要)	1部	対象工事以外は提出不要。
	11 施工計画書	2部	(監督員と協議のうえ作成)
	12 施工体制台帳及び施工体系図	1部	…項目12参照
	13 登録のための確認のお願い及び登録内容確認書[コリinz]	1部	請負額500万円以上の場合 …項目11参照
	14 再生資源利用〔促進〕計画書	1部	該当する工事の場合

提出先	書類名	部数	注記
	<u>◎工事開始前</u> 1 配置技術者確認書 ※早期契約制度・フレックス工期契約制度の場合	1部	工事開始(指定)日の1~4日前までに提出
	<u>◎前払金請求時</u> 1 前払金請求書 2 保証事業会社発行の保証証書	1部 1部	…項目8参照
	<u>◎中間前金払認定請求時</u> 1 中間前払金認定請求書 2 工事履行報告書 3 添付資料（平面図、工程表及び写真）	1部 1部 1部	…項目9参照
	<u>◎中間前払金請求時</u> 1 前払金請求書 2 中間前払金認定請求書 3 保証事業会社発行の保証証書	1部 1部 1部	…項目9参照
	<u>◎部分払請求時</u> 1 請負工事既済部分検査請求書 2 工事(事業)部分払(年度精算)請求書	1部 1部	…項目10参照
	<u>◎設計変更時</u> 1 工事変更請負契約書 (当初契約時に「建設工事請書」提出の場合は 「建設工事変更請書」) ※JVの場合は<構成員数+2部>提出のこと 2 工程表 3 登録内容確認書【コリソズ】 (提示) 4 出来形測量図、出来形数量算出書及び出来 形図等の関係書類	2部 1部	監督員の確認を受けること。 変更データ分 (500万円以上の工事に限る。)
	<u>◎工期延期時</u> 1 工事変更請負契約書 (当初契約時に「建設工事請書」提出の場合は 「建設工事変更請書」) 2 工程表 3 工期延期届 4 登録内容確認書【コリソズ】 (提示)	2部 1部 1部	監督員の確認を受けること。 変更データ分 (500万円以上の工事に限る。)

提出先	書類名	部数	注記
	<u>◎完成時</u> 1 完成通知書 2 工事記録写真、出来形管理表、出来形図、工事関係図（出来形測量図）及び工事報告書等の関係書類 3 完成写真 4 再生資源利用（促進）実施書 5 廃棄物管理表（マニュフェスト）の写し（提示） 6 その他監督員が必要として指示した書類	2 部 1 部 2 部 1 部 1 部	
	<u>◎検査完了時</u> 1 引渡書 2 工事（事業）請負代金請求書 3 登録内容確認書【コリンズ】（提示）	1 部 1 部 完了データ分 （500万円以上の工事に限る。）	
	<u>◎手直し時</u> 1 修補完了報告書、修補完了届 2 手直し写真	1 部 2 部	
	<u>◎その他</u> ◇ 口座振替申出書兼相手方登録依頼書（お願い） 工事代金の支払い口座については、完了払い、前払いを問わず、県内金融機関を優先してご利用くださるようお願いいたします。	1 部	<ul style="list-style-type: none"> ・工事代金支払口座を新規または変更登録するとき ・完了払いと前払いの口座は別口座としてください。

3. 契約の保証

落札者は、この契約締結と同時に、請負契約の債務不履行に備え、工事の完成を確保するための保証に付さなければなりません。

保証方式は金錢的保証とします。

a. 保証を要する工事・・・奈良県契約規則第19条によります。

ただし、予定価格が5,000万円以上のものは、全て対象となります。

平成20年6月から共同企業体で受注の場合も必要となります。

b. 履行保証措置・・・下記のいずれかの方法による保証を行ってください。

(1) 銀行保証(銀行等)

(2) 公共工事契約保証(建設業保証㈱の各社)

(3) 公共工事履行保証(損害保険会社)

(4) 履行保証保険契約の締結(損害保険会社)・・・保険証券を寄託のこと。

※保証(保険)期間には、契約日を含みます。

契約変更があった時

(1) 銀行保証の場合・・・発注者に保証内容変更契約書を提出のこと。

(2) 公共工事契約保証の場合・・・保証会社に変更契約書(写)を提出のこと。

(3) 公共工事履行保証の場合・・・発注者に異動承認書を提出のこと。

(4) 履行保証保険契約締結の場合・・・発注者に異動承認書を提出のこと。

ただし、変更契約により当初請負契約額の30%を越える増額変更となったときは、履行保証の変更手続きを行うこと。

c. 保証金額または保険金額・・・請負代金額の10%以上

4. 議会の議決を必要とする契約の締結

議会の議決を経なければ締結できない契約(予定価格が5億円以上の工事)に該当する場合は、議会の議決があるまでは仮契約として、契約約款の末尾に次の1条を加えるとともに「特に定めた契約条件」を付することとします。

(本契約の確定)

第62条 この契約は、県議会の議決があったときに、この契約書と同一の条項により、本契約を締結したものとする。

『 特に定めた契約条件 』

県議会の議決を解除条件として以下の条文を追加する。

(仮契約の後本契約締結までの間における取扱い)

第62条の2 仮契約が第62条の議決を受けるまでの間に、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、仮契約を解除し、本契約を締結しない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4に該当するとき。

(2) 奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領(平成12年4月1日監第2号奈良県土木部監理課長通知)の規定による入札参加停止を受けたとき。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条の規定による更生手続開始の申立を含む。)をしたとき又は申立をなされたとき。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立をしなかった者又は申立をなされなかった者とみなします。

(4) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止

- 前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立をしたとき。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定により再生手続開始の申立をしたとき又は申立をなされたとき。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立をしなかった者又は申立をなされなかった者とみなします。
- 2 受注者が共同企業体であり、前項に該当する構成員を除いて共同企業体協定書の変更を申し出た場合において、発注者は、変更後の共同企業体の構成員が、代表者を含め〇者以上である場合は、仮契約を解除せず、一部変更の仮契約を締結することが出来るものとする。
- 3 第1項の規定に基づいて仮契約を解除した場合、発注者は一切の責任を負わないものとする。

5. 特定公契約に係る手続

特定公契約（予定価格3億円以上）に該当する場合は、別添「特定公契約特約条項」に基づく手続が必要となります。

6. 契約の不締結

- 1 契約締結までの間に、落札（候補）者（共同企業体の場合は構成員の一部）が次のいずれかに該当するときは、契約を締結しません。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4に該当するとき。
- (2) 奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領（平成12年4月1日監第2号奈良県土木部監理課長通知）の規定による入札参加停止を受けたとき。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立を含む。）をしたとき又は申立をなされたとき。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立をしなかった者又は申立をなされなかった者とみなします。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立をしたとき。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定により再生手続開始の申立をしたとき又は申立をなされたとき。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立をしなかった者又は申立をなされなかった者とみなします。

7. 現場代理人及び監理技術者等について

受注者は下記の者を選任して氏名、その他必要な事項を届け出てください。

現場代理人、監理技術者等（監理技術者（監理技術者補佐を配置する場合は監理技術者補佐）又は主任技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができます。

監理技術者等の配置等の運用については「監理技術者制度運用マニュアル」のとおりです。

- ・ **現場代理人**・・・現場において受注者の任務の代行する者であり、工事現場に常駐し、その運営、取り締まり等を行います。また、予定価格が1,000万円以上の工事（土木一式工事については500万円以上の工事）については、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者から選任しなければなりません。

資格 = a. 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者※

- ・ **主任技術者**・・・建設業者は請け負った建設工事を施工するために主任技術者を置かねばなりません。工事の施工に際し技術上の管理及び指導を行います。請負代金額が4,000万円以上（建築一式工事については8,000万円以上）は専任でなければなりません。

資格 = a. 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者
b. 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者※

- ・ **監理技術者**・・・特定建設業者が発注者から直接工事を請け負い、そのうち4,500万円以上（建築一式工事については7,000万円以上）を下請け施工させる場合は監理技術者を置かなければなりません。請負代金額が4,000万円以上（建築一式工事については8,000万円以上）は専任でなければなりません。ただし、専任の監理技術者補佐を置く場合は2件まで兼任できます。

資格 = a. 建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者
b. 建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けている者
c. 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者※

- ・ **監理技術者補佐**・・・監理技術者が2件の工事現場を兼任する場合は、これを補佐する者を置かなければなりません。また、監理技術者補佐は専任でなければなりません。

資格 = a. 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者（主任技術者の資格を有する者）のうち、当該資格と同一の業種に係る一級の技術検定の第一次検定に合格した者又は法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者
b. 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者※

- ・ **専門技術者**・・・1式工事の内容である他の建設工事を自ら施工しようとするとき等は、当該工事に関し主任技術者の資格を有する者を工事現場に置かなければなりません。

資格 = a. 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者
b. 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者※

※ 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

直接的：「監理技術者資格者証」に記載されている所属建設業者のほか、技術者本人に対して「健康保険被保険者証」、当該建設業者に対しては「健康保険被保険者標準報酬決定通知書」や「住民税特別徴収税額通知書」及び「当該技術者の工事経歴書」をもって確認。

恒常的：個別の入札案件について、所属建設業者が入札申し込みをした日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること。

8. 前 払 金

受注者は、保証事業会社と保証契約を締結することにより、請負代金額の前払金を請求することができます。

ただし、早期契約、又は、フレックス工期契約制度による場合、工事開始（指定）日の14日前までは請求できません。

a. 対象請負代金額・・・100万円以上

b. 請求限度額・・・請負代金額の4/10以内です。

ただし、複数年度に渡る契約は、各会計年度の出来高予定額の4/10以内です。

c. 請求期限・・・契約締結後（※）1ヶ月以内に請求してください。

※早期契約制度による場合：工事開始指定日の14日前から

フレックス工期契約制度による場合：工事開始日の14日前から

ただし、残り工期が1ヶ月未満の場合は請求できません。

また、3月に発注する工事については請求できない場合があります。

d. 支 払 い・・・請求書類の提出日から14日以内に支払います。

e. 用途の制限・・・当該工事の用に供するもので、下記の範囲に限定されています。

材料費、労務費、機械器具の賃貸料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。なお、平成28年4月1日以降に、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金については、前払金の100分の25を超える額を除き、当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用も可とする。

※西日本建設業保証（株）奈良支店の所在地

〒630-8227 奈良市林小路町8-1 ニッセイ奈良若草ビル4F

TEL0742-22-8093 FAX0742-27-1787

※前払金専用口座について

平成17年4月からの「ペイオフ」解禁拡大に関連して、預金の全額が保険の対象となる『決済用預金（無利息型普通預金）』の利用についても検討してください。

9. 中間前払金

既に、前払金の支払を受けた受注者は、保証事業会社と保証契約を締結することにより、請負代金額の中間前払金を請求することができます。

a. 対象請負代金額・・・100万円以上

b. 請求限度額・・・請負代金額の2/10以内です。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金の6/10以内でなければなりません。また、複数年度に渡る契約は、各会計年度の出来高予定額の2/10以内です。

c. 中間前払と部分払いの併用・・・中間前払金は、部分払いと併用することができます。ただし、中間前払金の請求をしたときは、部分払の請求は同一年度中2回を超えることはできません。また、同一年度において、部分払の支払を受けた後には中間前払の請求はできません。

d. 中間前払金の請求の要件・・・次の（1）～（3）の全ての要件を満たす場合に中間前払金の請求ができます。また、工期及び請負代金額に変更がある場合は、中間前払金の認定請求の時点での工期及び請負代金額によります。

（1）工期の2分の1（債務負担行為に係る契約にあっては、当該年度の工事実施期間の2分の1。以下同じ。）を経過していること。

（2）工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

（3）既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1（債務負担行為に係る契約にあっては、当該年度の出来高予定額の2分の1）以上の額に相当するものであること。

e. 中間前払認定請求・・・中間前払金の支払を受けようとする場合は、あらかじめ、中間前払金の請求の要件（上記d（1）～（3））を満たしているかどうかの確認を受けなければなりません。認定は、原則として、請求のあった日から7日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除きます。）に行います。

f. 支 払 い・・・適正な請求書類の提出日から14日以内に支払います。

g. 使途の制限・・・当該工事の用に供するもので、下記の範囲に限定されています。

材料費、労務費、機械器具の賃貸料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費

10. 部 分 払

受注者は、出来高部分と一定の工事材料について、部分払の請求を行うことができます。

a. 限度額・・・出来形額の9／10以内

b. 回数・・・単年度契約の場合は工期中に3回以内です。ただし、中間前払の請求をしたときは、部分払の請求は同一年度中2回を超えることはできません。債務負担行為に係る契約の場合は契約時に指示します。

c. 出来高対象・・・下記の部分が出来高の対象となります。

- 現場出来形部分
- 工事現場に搬入済みの工事材料
- 製造工場等にある工場製品

d. 出来高検査・・・「請負工事既済部分検査請求書」の提出日から14日以内に確認の為の検査を行います。

e. 支 払 い・・・請求書の提出のあった日から14日以内に支払います。
ただし、請求書は出来形検査完了後に提出してください。

11. 工事実績情報登録 工事実績情報システム【コリンズ】

全国の建設企業の工事実績に関する情報をデータベース化して、一元管理することにより、日本国内の建設工事に関する客観データを、広く提供することを目的として行われています。

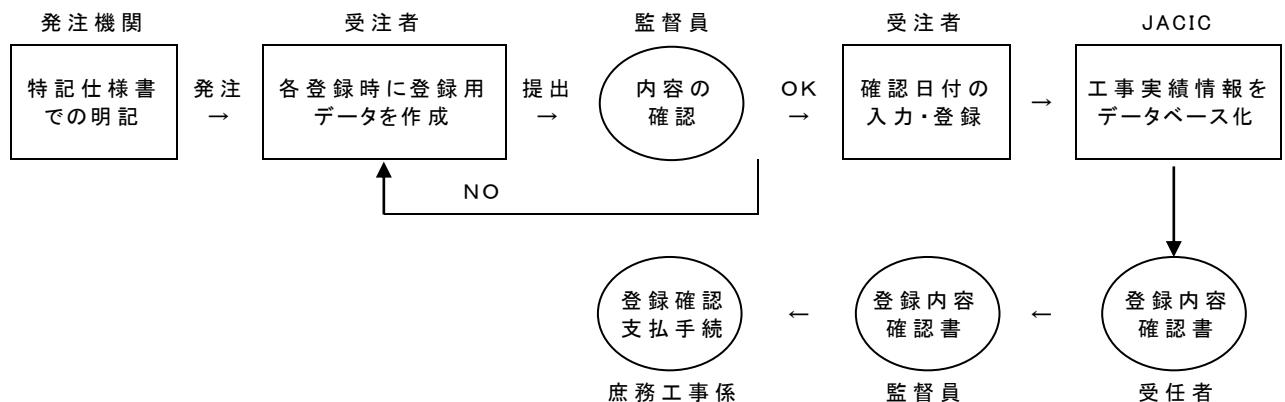
受注・変更・完成又は訂正時において請負代金額が500万円以上の全ての工事が対象となります。なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみの変更の場合は、原則として登録を必要としません。

受注者は、「コリンズ・テクリス登録システム」に基づき、「建設実績情報」を作成し監督員の確認を受けた後に、システムにより確認日付を入力・登録して、JACIC 発行の「登録内容確認書」を監督員に提示してください。

提示の時期は、以下のとおりです。

- (1) 受注登録時 = 契約締結後 10 日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除きます。）
- (2) 変更登録時 = 変更時から 10 日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除きます。）
- (3) 竣工登録時 = 工事完成後 10 日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除きます。）

a. 手続きのフロー



b. 問い合わせ先

〒107-8416 東京都港区赤坂7丁目10番20号 アカサカセブンスアヴェニュービル4階
(一財)日本建設情報総合センター (JACIC) コリンズ・テクリスセンター
TEL. (03)3505-0463 / FAX. (03)3505-8985

12. 下請負を使用する場合

建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び奈良県契約規則で、一括下請は禁止されているとともに部分下請についても制限を加えられています。

これに違反した者は、営業停止等の行政処分の対象となります。

工事を施工するために下請契約を締結したときは、下記のことを行わなくてはなりません。
変更・追加をしようとする場合も同じです。

- 施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。
- 施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならない。
- 各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

<お願い>

下請業者の選定は県内建設業者をお願いします。

13. 建設業退職金共済制度に関するこ

この制度は、建設労働者の福祉の増進を図るとともに、建設労働者の雇用労働条件の改善を通じて建設業の健全な発展を図るために、法律にもとづいて設けられた国の制度です。

税法上、掛金の全額が、法人では損金、個人企業では必要経費として扱われる所以、事業主にとっても有利な制度です。

a. 加入手続き・・・事業所所在地の独立行政法人 勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部の支部に「建設業退職金共済契約申込書」等を提出することにより行います。

◇勤労者退職金共済機構 建退共奈良県支部の所在地
〒630-8241 奈良市高天町5-1 奈良県建設会館内
tel 0742-22-3345 fax 0742-22-3346

b. 証紙購入額・・・証紙購入額は工事に従事する加入対象従業者の延べ就労日数に対応する額となっています。

○加入対象従業者数と当該加入対象従業者の就労日数を的確に把握することができる場合…延べ就労予定数の証紙を購入してください。

○加入対象従業者数と当該加入対象従業者の就労日数を的確に把握する事が困難な場合…次頁の表を参考に、工種は主たる工事内容として算出してください。なお、この表は労働者の加入率を70%として算出しています。

工事種別 総工事費	土木					
	舗装	橋梁等	隧道	堰堤	浚渫・埋立	その他の土木
1,000～9,999千円	3.5/1000	3.5/1000	4.5/1000	4.1/1000	3.7/1000	4.1/1000
10,000～49,999千円	3.3/1000	3.2/1000	3.6/1000	3.8/1000	2.8/1000	3.6/1000
50,000～99,999千円	2.9/1000	2.8/1000	2.8/1000	3.1/1000	2.7/1000	3.1/1000
100,000～499,999千円	2.3/1000	2.1/1000	2.1/1000	2.5/1000	1.9/1000	2.3/1000
500,000千円以上	1.7/1000	1.6/1000	1.9/1000	1.8/1000	1.7/1000	1.8/1000

(注) 総工事費とは、請負契約額（消費税額及び地方消費税額を含む。）と無償支給材料評価額の合計額をいいます。

建築、設備等の工事種別については、上記aの勤労者退職金共済機構 建退共奈良県支部にお問い合わせください。

c. 収納書提出・・・受注者は契約締結後、1ヶ月以内に取扱金融機関で共済証紙を購入し、掛金収納書のうち1枚（契約者が発注者へ）を提出してください。
ただし、請負代金額100万円未満は提出不要です。

d. 標識の掲示・・・工事現場の労働者の見やすい場所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」シールを掲示してください。

14. その 他

○奈良県国土マネジメント部編「土木請負工事必携」の規定を熟読のうえ、工事施工にあたること。なお、契約書の様式は、奈良県ホームページに掲載しています。

◇<https://www.pref.nara.jp/52278.htm> 「土木請負工事必携」

◇<https://www.pref.nara.jp/27102.htm> 「契約書」

◇「土木請負工事必携」の販売

〒630-8241 奈良市高天町 5-1 奈良県建設会館内

(一社) 奈良県建設業協会 tel 0742-22-3338

○総合評価落札方式による工事案件において、下記ア又はイに該当する場合は、竣工時の工事成績評定における評定点計を10点減点します。

ア 受注者の責により入札時に評価された技術提案の内容が履行されない場合

イ 配置予定技術者の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者を途中交代する際に、同等以上の評価がなされる者を配置されない場合

<お願い>

○県内産品の使用について

工事用に使用する建設資材、物品等は、県内で生産されるものを優先してご購入くださるようお願いします。

○県内金融機関の利用について

工事代金の支払いに係る振替先口座については、県内金融機関を優先してご利用くださるようお願いします。

<お知らせ>

① 本県においては、平成14年4月より、契約書に「談合等による解除」及び「損害賠償の予定」条項を設け、不正に対して今まで以上に厳正に臨むこととしております。

② 談合等と疑わしい事態が発生した場合には、全入札参加者から事情聴取することがありますのであらかじめご了知ください。

③ 契約締結後、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することができます。

また、契約を解除した場合は、違約金支払義務が生じます。

（1） 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者を言う。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

（2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

（3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

（4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

（5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（6） 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。以下同じ。）に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（7） 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかつたとき。

（8） この契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかつたとき。

④ 上記③(8)の届出を怠った場合は、「奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領」に基づく入札参加停止措置を行う場合があります。

- ⑤ 平成19年4月1日付の機構改革等により、契約締結権限の一部が知事から部局長又は各課（室）長に委任されています。ついては、一部の契約について、部局長又は各課（室）長が県の契約名義人になる場合がありますのであらかじめご了知ください。
- ⑥ 平成27年4月1日に奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号。以下「条例」という。）が施行されました。本工事を受注しようとする者は、条例で規定される以下の遵守事項等を理解した上で受注してください。
 - (1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本工事を適正に履行すること。
 - (2) 本工事の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
 - (3) 本工事の一部を、他の者に請け負わせようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

特定公契約特約条項

(総則)

- 第1条 この特約条項は、この特約条項が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。
- 2 発注者及び本契約の受注者は、本契約が奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する特定公契約であることに鑑み、条例、奈良県公契約条例施行規則（平成26年10月奈良県規則第33号。以下「施行規則」という。）及び奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）の規定を遵守し、この特約条項に従い、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本契約を誠実に履行しなければならない。
- 3 この特約条項における用語の定義は、条例の定めるところによる。

(関係法令の遵守)

- 第2条 受注者は、条例第6条第2号の規定に基づき、本契約の履行について、次に掲げる事項その他の法令を遵守しなければならない。

- (1)最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
- (2)健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
- (3)厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
- (4)雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
- (5)労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

(特定公契約履行責任者の選任)

- 第3条 受注者は、条例第9条及び施行規則第7条の規定に基づき、契約締結後速やかに、特定公契約履行責任者1人を選任し、特定公契約履行責任者選任届により発注者に報告しなければならない。
- 2 受注者は、特定公契約履行責任者を変更したときは、速やかに、特定公契約履行責任者選任届により発注者に報告しなければならない。
- 3 受注者は、この特約条項に関する事務を特定公契約履行責任者に行わせるものとする。

(特定労働者への明示)

- 第4条 受注者は、条例第10条及び施行規則第8条の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を、特定労働者に明示しなければならない。
- (1)本契約が条例に規定する特定公契約であること。
- (2)受注者及び下請負者等は、本契約の履行について、第2条各号に掲げる事項の遵守を約していること。
- (3)特定労働者は、受注者又は下請負者等が、本契約の履行について、第2条各号に掲げる事項を遵守していないと考えるときは、発注者又は受注者若しくは当該下請負者等に申出をすることができる。
- 2 前項の規定による明示は、前項各号の事項を特定労働者が従事する作業場の見やすい場所に掲示する方法により行うものとする。ただし、当該事項を記載した書面を特定労働者に配布し、その受領を確認した書類を作業場に備え付けておく等の方法により行うともできる。
- 3 発注者は、第1項の規定による明示の状況を確認するものとする。
- 4 発注者及び受注者は、第1項第3号による申出を受けたときは、誠実に対応しなければならない。
- 5 発注者及び受注者は、本契約に係る業務に従事する労働者のうち、特定労働者以外のものから、受注者が本契約の履行について第2条各号に掲げる事項を遵守していないと考える旨の申出を受けたときも、前項と同様に誠実に対応しなければならない。
- 6 受注者は、労働者が第1項第3号又は前項の申出をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(下請負者等への明示及び指導)

第5条 受注者は、本契約に係る業務の一部を他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は当該業務に他の者が雇用する労働者を従事させようとする場合は、条例第11条の規定に基づき、本契約が条例に規定する特定公契約であることを明らかにした上で、次の各号に掲げる事項の遵守を約した者を下請負者等としなければならない。

- (1) 下請負者等は、本契約の履行について、第2条各号に掲げる事項を遵守しなければならないこと。
 - (2) 下請負者等は、条例第12条の規定に基づき、本契約に係る賃金支払状況等について、事業者別賃金支払状況等報告書を作成し、受注者の指定する時期に、受注者に提出しなければならないこと。
 - (3) 下請負者等は、条例第13条から第15条の規定に基づき、受注者が下請負者等に対し、条例及びこの特約条項に定める義務について、必要な対応を求めたときは、応じなければならないこと。
 - (4) 下請負者等は、特定労働者から、下請負者等が本契約の履行について第2条各号に掲げる事項を遵守していないと考える旨の申出を受けたときは、誠実に対応しなければならないこと。
 - (5) 下請負者等が、本契約に係る業務の一部を他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は当該業務に他の者が雇用する労働者を従事させようとする場合は、本契約が条例に規定する特定公契約であることを明らかにした上で、前各号に掲げる事項の遵守を約した者を下請負者等としなければならないこと。
- 2 受注者は、下請負者等に前項の明示を行ったこと及び下請負者等が前項各号の事項を約した者であることを明らかにするため、下請負者等から、特定公契約誓約書又はその写しを徴しなければならない。
- 3 受注者は、条例第11条第2項の規定に基づき、下請負者等が本契約の履行について第2条各号に掲げる事項を遵守していないと認めるときは、その遵守がなされるよう、指導その他必要な措置をとらなければならない。

(賃金支払状況等の報告)

第6条 受注者は、条例第12条及び施行規則第9条の規定に基づき、発注者が指示する時期に事業者別賃金支払状況等報告書及び賃金支払状況等報告送付書を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 受注者は、下請負者等の賃金支払状況等について、当該下請負者等から事業者別賃金支払状況等報告書を提出させ、これを取りまとめて発注者に提出しなければならない。
- 3 前項の場合において、受注者が下請負者等に対し事業者別賃金支払状況等報告書の提出を指示したにもかかわらず、下請負者等が受注者に提出しなかったときは、賃金支払状況等報告送付書により、その提出を指示した日時及び方法その他必要な事項を発注者に報告しなければならない。

(説明等の要求)

第7条 受注者は、条例第13条及び施行規則第10条の規定に基づき、発注者が説明等を求めたときは、発注者が指定する期限までに、説明等に係る報告書により説明等を行わなければならない。

- 2 前項の規定により説明等を求められた内容が下請負者等に係るものである場合は、受注者は、当該下請負者等に対し説明等を求め、説明等に係る報告書により発注者に説明等を行わなければならない。
- 3 前項の場合において、受注者が下請負者等に対し説明等を求めたにもかかわらず、下請負者等が受注者に説明等を行わなかったときは、受注者は、その説明等を指示した日時及び方法その他必要な事項を、説明等に係る報告書により発注者に報告しなければならない。

(立入調査)

第8条 発注者は、条例第14条第1項の規定に基づき、受注者及び下請負者等の事業所又は作業場に立入調査をしようとする場合は、施行規則第11条の規定に基づき、受注者及び当該下請負者に通知しなければならない。

- 2 受注者は、発注者の職員が前項の立入調査をするときは、その職員の求める物件を提示し又はその質問に答える等必要な協力をしなければならない。
- 3 受注者は、発注者が下請負者等の事業所又は作業場に立入調査をするときは、立入調査に同行するとともに、当該下請負者等に対して必要な指示をし、立入調査に協力させなければならない。
- 4 発注者は、条例第14条第1項に規定する場合には、同条の規定により行う立入調査のほか、県外に所在する受注者及び下請負者等の事業所又は作業場に立入調査をすることができる。この場合の立入調査の手続は、条例第14条、施行規則第11条及び前3項の例による。

(措置報告)

第9条 発注者は、条例第15条第1項及び施行規則第12条第1項の規定に基づき、本契約の履行につい

て、第2条各号に掲げる事項を遵守していないと認めたときは、受注者にその内容を通知するものとする。

- 2 受注者は、発注者から前項による通知を受けたときは、条例第15条第2項の規定に基づき、速やかに必要な措置を講じ、発注者が指定する期限までに、講じた措置及びその結果を措置報告書により発注者に報告しなければならない。
- 3 受注者は、第1項の規定により通知を受けた内容が下請負者等に係るものであるときは、条例第15条第3項の規定に基づき、当該下請負者等に対し必要な措置を講じるよう求め、講じた措置及びその結果を報告させ、その報告された結果を措置報告書により発注者に報告しなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が下請負者等に対し報告を求めたにもかかわらず、下請負者等が受注者に報告を行わなかったときは、受注者はその報告を求めた日時及び方法その他必要な事項を、措置報告書により発注者に報告しなければならない。
- 5 受注者は、第2項による必要な措置を講じる場合は、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(文書の保存)

第10条 受注者は、条例及びこの特約条項に基づき作成し又は取得した文書を、本契約の履行完了後2年間保存しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第11条 受注者は、条例及びこの特約条項に基づき取得した個人情報を適切に管理しなければならない。

(提出書類の様式)

第12条 この特約条項に基づく提出書類の様式は、発注者が別に指示するところによる。

(その他)

第13条 条例、施行規則、奈良県契約規則、本契約及びこの特約条項に定めのない事項は、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。